

★介護保険とは？★

(2019年10月現在)

介護を必要とする人を国全体でサポートをするために始まった制度。原則40歳以上のすべての人が納める介護保険料などから、認定を受けた要支援者・要介護者に支援を行ないます。介護保険証は65歳になると全ての人に区役所より住民票の記載のある住所に届きます。介護保険証はそのまま持っていても申請し認定を受けないと使えません。



もっと詳しく知りたい方はハートページ (無料)をご覧ください。
ケアプラザ・区役所にあります。

★介護保険利用までの流れ★

申請してから結果が自宅に届くまでの目安は1ヶ月半程かかっています。

認定結果後、包括支援センターに一報ください。



★主治医とは★

介護が必要な状態となった直接の原因である病気を治療している医師や、かかりつけの医師など、本人の心身の状態を理解している医師のこと。
(鍼灸師は医師ではないので主治医ではありません)



★訪問調査とは★

「片足立ちができるか」「掴まらずに起き上がれるか」など、あらかじめ決められた項目にしたがって調査員が質問、確認します。



★ケアマネジャー(介護支援専門員)とは★

ケアマネジャーとは、支援が必要な人やその家族と、介護サービス等を提供する施設や事業所とをつなぐ役割を持っています。介護保険サービスを利用する場合はケアマネジャーのケアプラン作成が必要になります。ケアマネジャーへの支払いは全て介護保険により賄われているので利用者の自己負担はありません。



★介護が必要になった主な理由★



介護保険は誰でもすぐに利用できるものではありません。年齢や病気などによって生活に不自由が生じ、介護が必要な状態になった場合に申請します。

★医療保険と介護保険の違い★

- ★医療保険は病気やケガをし受診時に利用する保険。
- ★介護保険は介護認定を受けた時に利用できる自立した日常生活を営むことをサポートする保険。



骨折の治療は医療保険
骨折で布団から
起き上がれなくなった
布団の横に手すり
介護保険で設置した。